

平成30年度

～美瑛町冬の生活支援事業のお知らせ～

町では、生鮮食料品や生活用品等の値上がりのため、生活が大きく影響される世帯に対して、家計の安定を図ることを目的に、冬の生活支援事業として商品券を1世帯あたり10,000円分支給します。

◎対象となる世帯◎

商品券支給の対象となる世帯は、平成30年12月1日現在で美瑛町の住民基本台帳に登録されている世帯であって、次の項目のいずれかに該当する世帯です。

- (1) 65歳以上の方のみで構成される世帯で平成30年度市町村民税が非課税の世帯
- (2) ひとり親家庭の世帯(注1)で平成30年度市町村民税が非課税の世帯
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方のいる世帯で平成30年度市町村民税が非課税の世帯
- (4) 生活保護世帯
- (5) 上記(1)と(2)に該当する方で構成される世帯

ただし、以下の場合は対象となりません。

- (1) 住民基本台帳上世帯を分けているが、社会通念上市町村民税課税世帯と同一世帯と認められる場合(注2)
- (2) 福祉施設に入所・入居又は医療機関に長期入院している場合

◎申請方法◎

裏面の申請書に記入の上、平成30年12月3日～12月28日までの期間に役場1階保健福祉課社会係(窓口7番)に提出してください。(直接窓口に来られない方は、郵送もしくは代理の方の提出でもかまいません。)

提出された申請書により審査を行い、支給決定となった世帯には支給決定通知を発送し、平成30年12月中旬から随時商品券の支給を行います。

お問い合わせ : 役場保健福祉課社会係 電話 92-4245

注1: ひとり親家庭とは、父または母のみで18歳に達した以降最初の3月31日までの児童を養育している家庭

注2: 社会通念上同一世帯と認められる場合とは、別世帯であっても生計が一つである世帯や住宅状況や扶養の状況により一つの世帯と同様となっている世帯

—例— ・生活を分離せず、一戸の住宅に居住している場合